

総務文教常任委員会報告

令和3年12月15日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年12月6日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室において、議長及び委員7名の出席のもと本委員会を開催し、11月29日に本委員会に付託されました議案1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、教育委員会事務局長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに議案の説明は、去る11月29日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第85号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：グラウンドゴルフの使用料について、町民は1日300円、町外者は1日500円となっているが、1日何回も回ってもいいのか。

回答：1日に何回でも回ることは可能である。

質疑：その際、何か混雑とかの影響が生じることはないか。

回答：他市町への聞き取りや、グラウンドゴルフ協会との話し合いの中で、基本的に1日2～3時間で24ホール回るのが普通であり、また、グラウンドキーパーを1名配置し、混雑等を解消したいと考える。

質疑：使用料金の中には、クラブやボール等のレンタル料は含まれているのか。

回答：クラブ・ボールの貸出は教育委員会の規則で定めることになり、クラブとボール1個をセットで100円と考えている。コース使用料とは別になる。

質疑：1日の使用料1人300円で、1年間の管理費として賄えるのか。

回答：1日300円で、年間利用者数を約8,000人と想定し、年間で約240万円の使用料を見込んでいる。また、町外の方も含まれるので、事務局としては約300万円を想定している。なお、維持管理費は年間約600万円を想定し、使用料で2分の1を賄えると見込んでおり、残り半分は町で負担することになる。

質疑：夏場は芝の管理にスプリンクラーで水も使うと思うが、それも維持管理費としているのか。

回答：スプリンクラーの水も水道料金として維持管理費に加味している。

質疑：1人300円の使用料は、一般健常者を考えていると思うが、障がい者等には割引はないのか。

回答：障がい者等の減免規定はある。また、65歳以上の高齢者や18歳以下の青少年の方が対象となる減免規定もある。

質疑：入場者数の数にもよるが、コースが3つもあるとグラウンドキーパーも目が届かない事があると思う。受付場所だけでなく、柔軟的に考え、中央に監視出来る場所もあればプレイヤーも安心できるのではないか。

回答：グラウンドゴルフ協会とも打合せを図り、町としてどのような体制になるか試行していく予定である。これからの使い勝手を調べるには、現場でのプレイヤーの確認が必要で、改善も含め知恵を絞り、より良いコースにしていきたい。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第85号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時20分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。